家計急変支援制度（高等学校等就学支援金）の手続きについて

【制度概要】

令和５年度から創設された家計急変支援制度は、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※ 通常の就学支援金で加算あり(※1)認定の場合は、家計急変支援制度は対象外となります。

※ 通常の就学支援金で不認定となった場合や、現在、基礎額(※2)認定の場合でも、要件を満せば家計急変支援制度の対象となる可能性があります。

(※1) 全日制：月額 33,000 円、通信制（単位制）：1 単位あたり 12,030 円
(※2) 全日制：月額 9,900 円、通信制（単位制）：1 単位あたり 4,812 円

【家計急変支援制度の支給区分】（通常の就学支援金における加算ありの支給額と同じ）

急変後の保護者全員の所得確認基準額の合計	支給区分	支給限度月額(※)		注意事項
		全日制	通信制(単位制)	
所得確認基準額に相当する額が 154,500 円未満（世帯年収目安 590 万円未満）	加算あり	33,000 円	1 単位あたり年間 12,030 円、履修単位、履修期間等により異なりますので、学校にお問い合わせください	※授業料額が上限となりますので、記載の額より実際の支給額が低くなることがあります。

【主な要件】※下記①・②のどちらも該当する必要があります。

① 対象となる家計急変事由に該当

【家計急変事由発生日の対象期間】
令和 5 年 4 月～6 月支給分 ⇒ 令和 3 年(2021 年)1 月 2 日～
令和 5 年 7 月以降の支給分 ⇒ 令和 4 年(2022 年)1 月 2 日～

■保護者等が被雇用者の場合

・負傷、疾病により離職または休職等し、その後 90 日以上就労が困難である場合
・自己の責めに帰することのできない理由による離職(※)があった場合
(※)雇用保険受給資格者証に記載された離職理由コードにより対象の有無を判断

離職理由ｺｰﾄﾞ	離職理由
11（1A）	解雇（[1B]及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く）
12（1B）	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21（2A）	特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年以上雇用止め通知あり）
22（2B）	特定雇止めによる離職（雇用期間 3 年未満等更新明示あり）
23（2C）	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間 3 年未満等更新明示なし）
31（3A）	事業主から働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32（3B）	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33（3C）	正当な理由のある自己都合退職（3A、3B または 3D に該当するものを除く）
34（3D）	特定の正当な理由のある自己都合退職（H29.3.31 までに離職した被保険者期間 6 ヶ月以上 12 ヶ月未満）

■保護者等が個人事業主等の場合

・負傷、疾病により事業を廃止または休業し、その後 90 日以上就労が困難である場合
・事業が債務超過等になり、その営む事業を廃止した場合
・妊娠、出産、育児により就労困難で事業を廃止し、その後 30 日以上就労が困難である場合
・保護者等の父 or 母の死亡、負傷、疾病(※)のため、保護者等が父 or 母を扶養するために事業を廃止した場合
(※)事業を廃止し、その後療養を必要とする期間が 90 日以上
・常時保護者等本人の介護を必要とする親族の負傷、疾病(※)のため事業を廃止した場合
(※)事業を廃止し、その後看護を必要とする期間が 30 日以上である or 常時介護が必要

■その他

・被災による就労困難や新型コロナウイルスの影響に伴う収入減により、公的支援を受けた証明書類等がある場合は、対象となる場合があります。

② 世帯年収が約 590 万円未満相当（所得確認基準額に相当する額が 154,500 円未満）まで減少

通常の就学支援金（課税状況による判定）とは異なり、直近の収入状況で判定します。
※ 家計発生事由によって、必要な収入時期が異なりますのでご注意ください。

■ **申請月が家計急変発生から３ヶ月以内の場合、家計急変事由発生の翌月から３ヶ月分**
（申請日が月の初日である場合は、申請のあった月から３ヶ月分）

［例］令和５年５月 10 日に家計急変し、５月 15 日に申請した場合
⇒ 令和５年６月～8 月分の収入を確認します。

■ **申請月が家計急変発生から４ヶ月以上の場合、申請月の前３ヶ月分**
（申請日が月の初日である場合は、申請のあった月から３ヶ月分）

［例］令和４年 12 月 10 日に家計急変し、５月 15 日に申請した場合
⇒ 令和５年２月～4 月分の収入を確認します。

【申請までの流れ】

通常の就学支援制度において、「基礎額認定」、「不認定」または「未申請」のいずれかの方で、家計急変支援制度の審査を受けられる場合は、速やかに事務室までお申し出ください。

【必要書類】

① 受給資格認定申請書（家計急変支援用）
※ 通常の就学支援制度を申請済の場合も提出が必要です。

② 個人番号カード（写）等貼り付け台紙
※ 通常の就学支援金において、過去に個人番号カードを提出し、受給資格がある場合は不要ですが、課税証明書で判定を受けている場合や、現在受給資格がない場合は、提出が必要です。

③ 家計急変事由を証明する書類
［例１／被雇用者］負傷や疾病により離職し、その後 90 日以上就労が困難である場合
【必要な証明書類】「医師の診断書等」及び「雇用保険被保険者離職票の写し(or 退職証明書等)」

［例２／個人事業主］負傷や疾病により事業を廃止し、その後 90 日以上就労が困難である場合
【必要な証明書類】「医師の診断書等」及び「個人事業の開業・廃業等届出書」

④ 直近の収入状況がわかる書類（年収推計シート及び収入証明書類※給与明細等）
※ 家計急変発生から４ヶ月以上経過 ⇒ 申請月の前３ヶ月の収入状況がわかる書類を提出
※ 家計急変事由から３ヶ月以内 ⇒ 発生月の翌月から３ヶ月の収入状況がわかる書類を提出

☆ 対象となる家計急変事由や必要書類の詳細については、
文科省のホームページをご覧ください。
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)

文科省 HP
（家計急変支援）

※文科省のホームページ内でオンライン申請に関する内容がありますが、
兵庫県はオンラインでの申請ができませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、事務室までお問い合わせください。　担当:本田(078-741-1506)